

富田林市こどもの権利条例【骨子案 ver2】(見え消し)

「富田林市こどもの権利条例 【骨子案】」は、令和6年度に実施したこどもの声を聴く取組とこどもの権利に関する条例検討委員会（以下、「本委員会」という）の意見をもとに作成しました。

【解説】では、条文について説明しています。

【関連する意見】では、案の作成にあたり、参考にした意見（こどもや市民、条例検討委員会などの意見）を記載しています。

目次

前文

第1章 総則

- ・ 条例の目的
- ・ 用語の定義
- ・ 基本理念

第2章 保障されるこどもの権利こどもの権利

- ・ こどもの権利の保障

第3章 こどもの権利を保障するための責務役割

- ・ 共通の役割
- ・ 市の責務役割
- ・ 保護者の役割
- ・ 市民等の役割
- ・ 育ち学ぶ施設の役割
- こどもに関する団体の役割
- 事業者の役割

第4章 こどもの権利を保障するための施策まちづくりの推進

- ・ こどもの居場所こどもの権利の周知・啓発
- ・ こどもの学びこどもの権利侵害の防止・救済
- ・ こどもの意見表明及びおおよび参加
- ・ こどもからの相談こどもの権利を保障する施策の推進
→ 貧困の防止と解消・居場所・相談・学び・支援
- こどもの権利の普及啓発
- 虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止
- 貧困の解消と防止
- こどもの権利を保障する人や団体への支援

第5章 こどもの権利の擁護・（侵害からの）救済

- ・ 富田林市こどもの権利擁護・救済委員（仮）の設置

第6章 条例の推進

- ・ こどもの権利を保障する施策の推進計画
- ・ こどもの権利を保障する施策の評価→おおよび検証方法
- ・ 関係機関との連携おおよび施策、計画との整合

条例の名称案

条例の名称案です。

① 富田林市こどもの権利条例

「に関する(関係する)」を削除することで「こどもの権利条例」をより鮮明化できます。

② 富田林市こどもの権利に関する条例

子どもの権利条約から引用、こどもの権利に関する条例検討委員会と同一の名称である。

前文

「前文」は条例を制定する目的・基本理念・趣旨を子どもや大人にわかりやすく伝えるために、規定します。また、子どもたちが、自分たちの条例であるという実感を持ってもらうことも重要です。

そのため、前文には以下の内容を盛り込みます。

- ① こどもの想いを込める
- ② 子どもから大人へのメッセージ
- ③ 本市が目指す条例(市の基本的な考えや姿勢を明らかにする)

前文の作成方法

- ①・②は令和 7 年度実施予定の子どもたちが条例作りに関わる取組「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？」において作成します。
- ③は条例検討委員会において作成します。

第1章 総則

「第1章 総則」では、条例の目的、用語の定義、基本理念を規定しています。

条例の目的

○目的

この条例は、**こどもの権利を保障し、今と未来のすべてのこどものために、**市全体でこどもの権利を**大切に**する保障する****まちづくりを推進することで、こども**たち**が**権利の主体として尊重され、**自分らしく、**安心・安全にして、**幸せに生きることができるまちを実現することを目的とする。

【解説】

本条では、本条例の目的を規定しています。条例により、市全体で**こどもの権利を理解し尊重する、こ**どもの権利を保障する、まちづくりを推進することで、こどもたちが自分らしく、**安心・安全にして、**幸せに生きることができるまちを実現していきます。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- 「守られていないこどもの権利がある」と回答した中高生は 63.8%、小学校高学年は 59.4%【アンケート(中高生・小学校高学年)】
 - こどもの意見を聞いたうえで「反映」させてほしい。大人が「安心・自信・自由(こどもの権利)」を守ってくれる環境【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
 - 富田林市のこどもたちの意見と現状、さまざまなニーズをしっかりと踏まえた条例を希望【関係団体アンケート】
 - いやな気持ちにならないためには、こどもたちからは「人が嫌なことはしない・言わない」と「約束を守ること」という意見が多く寄せられた。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- (条例検討委員会での意見)
- 第1回会議資料の「富田林のめざす条例」で、「富田林市のみんなで作るこどもの権利条例をめざす」・「こども・こどもに関わる当事者・市民などの意見を反映する」・「調査でわかった市の現状や課題を反映する」ことを記載。

用語の定義

○「こども」とは

18 歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者

○「保護者」とは

親、里親その他の親に代わりこどもを養育する者

○「市民等」とは

市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又はまたは通学する者

市内で事業を営む個人、法人または団体(以下、「事業者」という)

市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体(以下、「育ち学ぶ活動を行う団体等」という)

市内でその他の活動を行う個人、法人または団体

○「育ち学ぶ施設」とは

保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設

○「こどもに関係する団体」とは

—市内において、こどもに関係する活動を行う団体

○「事業者」とは

—市内で事業を営む個人、法人又は団体

【解説】

本条例で使用する「こども」、「保護者」、「市民等」、「育ち学ぶ施設」、~~「こどもに関係する団体」~~、「事業者」の言葉の意味を規定しています。

「こども」の定義について

~~子どもの権利条約~~児童の権利に関する条約(以下、「子どもの権利条約」)に基づき、「18 歳未満の者」と表しました。「18 歳未満の市民」とせずに、「者」と定義することで、市内に在住するこどもだけでなく、

在学・在勤することをも含みます。

また、こども基本法の理念を踏まえ、ひらがなのこどもを使用し、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記することで、高校に在学する 18 歳以上の者、児童養護施設を 18 歳で退所した後の支援が必要な人など、必要な支援が 18 歳や 20 歳といった特定の年齢で途切れることなく行うことができることを表しています。

「保護者」の定義について

保護者とは、親、里親その他の親に代わりこどもを養育する者のことです。その他の親に代わりこどもを養育する者とは、死亡等により親がいない場合の未成年後見人や親に代わり実際にこどもを養育している祖父母などが該当します。

「市民等」の定義について

市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学する者は、市内に住んでいる人、働いている人、学んでいる人のことです。

市内で事業を営む個人、法人または団体は、市内の事業者のことです。-

市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体は、こども食堂、地域のスポーツクラブなどを運営する NPO を含む市民活動団体や塾などこどもの習い事を行う法人や自治会などのことです。

市内でその他の活動を行う個人、法人または団体は、市内で上記以外の活動を行っている者または団体のことです。

「育ち学ぶ施設」の定義について

市内にある、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館、学童クラブ、地域子育て支援拠点事業を行う施設、不登校のこどもを支援する施設いわゆるフリースクールなど、こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設が該当します。

「こどもに関係する団体」の定義について

市内において、こどもに関係する活動を行う団体のことです。

【関連する意見】

(条例検討委員会での意見)

- 18 歳以上の者など、年齢で区切らない。
- 本市が条例をもとに、各施策を実行していく上で一定の定義づけは必要である。
- 市内に在住する市民のほか、市内に在学・在勤することをも対象に含むことができる。
- 年齢だけでは区分できないケースもあるため、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記することで、18 歳以上であっても対象に含むことができる。

基本理念

こどもの権利は、次に掲げる基本理念に基づき、こどもの権利を保障するものとする。保障されなければならない。

- (1) こどもは、権利の主体であること。り、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができる。
- (2) こどもは、ありのままの自分で生きることができること。こどもは、安心して生き、育つことができる。
- (3) 安心・安全に生きることができること。こどもは、自分の意見を表すことができ、その意見が尊重される。
- (4) こどもは、自分の意見を表し、その意見を大人に聞いてもらうことができること。すべての人は、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を優先して、考慮しなければならない。
- (5) こどもは自分に関係することを自分で決め、自分らしく生きていくことができること。
- (6) すべての人は、これらの基本理念及びこどもの権利を理解・尊重すること。

【解説】

本条例の理念を規定しています。基本理念とは条例の基本的な考え方です。(1)～(6)に基づき、こどもの権利を保障していくことが大切です。

ここでは、本条例の基本的な考え方を規定しています。この基本的な考え方とは、子どもの権利条約の4つの原則やこどもたちの意見などをもとに、(1)差別の禁止、(2)生命・生存・発達の権利の保障、(3)意見表明権の保障、(4)最善の利益の追求を規定しました。

本条例においても、子どもの権利条約やこども基本法の「一般原則」を前提としています。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- 「こどもの権利じゃないよ 一人の人間の権利だよ」「おとなでもこどもと同じ人間だ」「自分のことは自分にきめさせろ」「自分の意見を言わせてよ」などのオリジナルカルタが作られた。【こどもワークショップ】
- 「友だちに伝えたいかるた」で最も多かった権利は、「第12条意見を表明する権利」(16件)。その中で、「えらぶ自由子どもにだってある」のかるたが5件えらばれた。【こどもワークショップ】
- こどもたちが「困っている・怒っている」など嫌な気持ちになるときについて尋ねた結果、2番目に多かったのは「安心・安全」に関する意見で、戦争や暴力など、命に関わる問題が挙げられた。さらに【大切なもの】に関する意見では、命や安全に関わる問題に関心が強いことがわかった【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】

(条例検討委員会での意見)

- 第3回条例検討委員会で、理念を考えるうえで、「こどもの権利条例」の大切なキーワードについてのグループワークで出された意見をもとに作成。(こどもは権利の主体・ありのままを認めてもらえ

る・安心・こどものタイミングで意見を言える・自分の声が聴いてもらえた！参加型・こどもが思う願い、自己決定など）

- 「大人もこどもの権利を理解し尊重する」というところまでを理念化する。

第2章 保障されるこどもの権利

「第2章 保障されるこどもの権利」では、保障される子どもの権利条約とこども基本法に基づき、こどもは権利の主体としてすべてのこどもの権利が保障されることを前提に、市全体で重点的に保障に取り組むべきこどもの権利について規定しています。

こどもの権利の保障

（保障されるこどもの権利）

こどもは、次に掲げるこどもの権利が保障されるとともに、子どもの権利条約に定められた児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という）とこども基本法に基づき、権利の主体として全てのこどもの権利が保障される。

次に掲げるこどもの権利は、市全体で重点的に保障に取り組むものとする。

- (1) ありのままの自分で生きる権利どのような理由でも差別されない権利
- (2) 安心・安全に生きる・育つ権利あらゆる暴力から守られる権利
- (3) 自分の意見や考え、気持ちを表し、その意見を大人に聞いてもらうそれが尊重される権利
- (4) 自分に関係することを自分で決める権利自分に関わることに参加する権利
- (5) 休む・遊ぶ権利自分に関わることを自分で決める権利
- (6) 差別されずに生きる権利安心して生き、育つ権利
- (7) 大人にこどもの権利を理解・尊重してもらう権利ありのままの自分で生きる権利
- (8) 休む・遊ぶ権利
- (9) 相談する権利
- (10) 学ぶ権利

【解説】

条例でこどもにはどのような権利が備わっているかを明らかにすることは非常に重要です。条例制定に向けた取組の結果を踏まえ、特に強調したい権利を条例に規定するとともに、子どもの権利条約に規定されているすべての権利を保障しています。

こどもは子どもの権利条約に定められたすべてのこどもの権利が保障されます。

また、こどもたちが持つさまざまな権利は相互に密接に関連・依存しあうものであり、どの権利がもっとも重要であるというようなことはありません。一方、本条例の制定に先立ち行なわれたアンケート調査やワークショップでは本市のこどもたち自身が守られていないと感じるなど、特に関心をもっている権利があります。そのため、本条例では市全体で重点的に保障に取り組むべき権利について言及しました。

(1) どのような理由でも差別されない権利

「どのような理由でも差別されない権利」とは、すべてのこどもは、こどもであること、海外につながりがあること、障がいがあること、性別、意見、考え、経済状況などのどんな理由があっても、差別されない権利です。

(2) あらゆる暴力から守られる権利

「あらゆる暴力から守られる権利」とは、いじめや暴力、虐待などあらゆる暴力から守ってもらえる権利です。

(3) 自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利

以下、順番に例示を入れ、わかりやすい解説を素案の段階で記載します。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- 「守られていないこどもの権利がある」と回答した中高生は 63.8%、小学校高学年は 59.4%。守られていない権利として、中高生では「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと(いじめをふくむ暴力や差別の禁止)」、「どんな理由でも差別されないこと(差別の禁止)」、「自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること(こどもの意見の尊重)」、小学校高学年では「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」、「叩かれたり、嫌なことをされたりしないこと」、「差別されないこと」が上位3つにあげられた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- 大切だと思うこどもの権利では、「学校でいろんなことを知ること」、「自分の気持ちを言えること」、「将来の夢を持つこと」が上位3つにあげられた。【アンケート(小学校低学年)】
- 小学生サミット・生徒会サミットにおいて、子どもの権利条約で大切だと思った権利として、「第2条 差別の禁止」(小学校10校・中学校5校)、「第31条 休み、遊ぶ権利」(小学校9校・中学校3校)、「第6条 生きる権利・育つ権利」(小学校4校・中学校4校)が上位3つであった。【小学生・生徒会サミット】
- 「自分のことは自分にきめさせろ」、「自分の意見を言わせてよ」などのオリジナルカルタが作られた。【こどもワークショップ】
- 「友だちに伝えたいかるた」で最も多かった権利は、「第 12 条 意見を表明する権利」(16件)です。その中で「えらぶ自由子どもにだってある」のかるたが5件選ばれた。【こどもワークショップ】
- こどもたちは、自分の意見を表明する機会と、それが実際に反映されることを望んでいることがわかりました。フリースクールでは「聞いてはくれるけど改善されるわけではない」という意見、特別支援学校では「大人がこどもの話を聞く」といった、大人の受け入れ態勢についての意見があった。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- こどもたちが「困っている・怒っている」など嫌な気持ちになるときについて尋ねた結果、2番目に多かったのは「安心・安全」に関する意見で、戦争や暴力など、命に関わる問題が挙げられました。さらに【大切なもの】に関する意見では、命や安全に関わる問題に関心が強いことがわかった。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】

(条例検討委員会での意見)

- 第1回会議資料の「条例の制定過程で大切にしたい5つのこと」の①子どもの権利条約やこども基本法、こども大綱を踏まえる。

- 第3回条例検討委員会で、理念を考えるうえで、「こどもの権利条例」の大切なキーワードについてのグループワークで出された意見を参考に作成。(こどもは権利の主体・ありのままを認めてもらえる・安心・こどものタイミングで意見を言える・自分の声が聴いてもらえた！参加型・こどもが思う願い、自己決定など)

第3章 こどもの権利を保障するための責務・役割

「第3章 こどもの権利を保障するための責務・役割」では、「共通の役割」、「市の責務役割」、「保護者の役割」、「市民等の役割」、「育ち学ぶ施設の役割」、「こどもに関係する団体の役割」、「事業者の役割」について規定しています。

共通の役割

- 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの権利を理解・尊重し、保障する。
- 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する。
- だれであっても、こどもにいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等のこどもの権利侵害を行ってはならない。

【解説】

市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設が共通して守らなければならない役割について規定しています。

基本理念にもあるように、こどもには意見表明権があり、大人はこれを保障する必要があります。また、アンケート等の結果から、大人がこどもの意見を聴き、尊重することで、こどもたちの家庭や学校生活の満足度や幸福度の向上につながることが分かりました。そのため、こどもの意見を聴き、尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを記載しました。

市の責務役割

- 市は、基本理念に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の関係者、こどもに関係する団体及び事業者と協力しながら、連携し、こどもの権利の保障の取組を進める。を保障するまちづくりを推進する。
- 市は、こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、こどもに関係する団体及び事業者がこどもの権利についての理解を深めることができるよう、周知する。

【解説】

市は基本理念に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等、育ち学ぶ施設の職員、こどもに関係する団体や事業者と協力しながら、第4章こどもの権利を保障するための施策まちづくりの推進、第5章こどもの権利の擁護・(侵害からの)救済、第6章条例の推進などの取組を進めることとします。

そして、アンケート等の結果から子どもだけでなく、大人への子どもの権利の周知することが求められていることから周知について市の責務として明記しました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- こどもの権利を守るための仕組みとして、「子どもたちに「こどもの権利」について、もっと学校などで教える」が 45.3%と割合が最も高く、次いで「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」が 41.9%であった。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- こどもの権利を守るための仕組みとして、「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」が 73%と割合が最も高く、「子どもたちに「こどもの権利」について、もっと学校などで教える」が 52.8%であった。【アンケート(市民)】

保護者の役割

○保護者は、こどもの権利を理解・尊重し、こどもの権利を保障するよう努める。

○保護者は、こどもの意見に耳を傾け、こどもの年齢・成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。

○保護者は、こどもが安心・安全にして暮らすことのできる環境の確保に努める。

○保護者は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力する。

【解説】

保護者は子育てにおける第一義的な責任があることを認識し、こどもの権利を保障するよう努めなければなりません。

さらに、家庭でこどもの意見を尊重することがこどもの満足度や幸福度の向上につながることから、保護者はこどもの年齢や成長、発達に応じて、十分にこどもの思いを汲み取り、声に耳を傾け、そして応えていくことに努めなければなりません。

多くのこどもが「安心・安全にして暮らせる」ことを望んでおり、家庭で安心・安全にして暮らすことが求められていることから、保護者の役割として明記記載しました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- アンケートの結果によると、こどもの権利を守るための仕組みとして、「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」と回答した市民は 73%、中高生は 41.9%、小学校高学年は 41%であった。【アンケート(市民・中高生・小学校高学年)】
- こどもの権利を「くわしく知っている」人のうち、94.4%がこどもの意見を「大事に扱っている」(とても大事に扱っている+大事に扱っている)と回答している。【アンケート(市民)】
- 自分の家庭に「とても満足している」では、あなたの意見を「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる+大事にしてくれる)が 97.3%と割合が最も高く、満足度に低下に伴い「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる+大事にしてくれる)が低くなっている。【アンケート(中高生)】

- アンケート結果では、居場所と感じられる場所として、「自分の部屋」「自分の部屋以外(リビングなど)」が上位に挙がっている。【アンケート(市民・中高生・小学校高学年)】
- こどもの意見を受け入れる大人側の環境整備も必要と言えます。大人(保護者)へのこどもの権利条例の周知、大人がこどもの意見を受け入れる余裕を作るための支援が重要といった意見が挙げられた。【関係団体ヒアリング】
- こどもたちが「安心できる場所」としては、フリースクールや自分の部屋など、自分を受け入れてくれる環境が重要であり、さらに、家や学校にいたくない時に気軽に行けて安心できる場所など、緊急時や逃げ場が必要な時の居場所を求めていることが分かりました。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】

(条例検討委員会での意見)

- 第5回条例検討委員会で「こどもの話を聞く」という意見があった。

市民等の役割

○市民等は、~~こどもの権利を理解・尊重し、~~市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努める。

○市民等は、地域がこどもにとって~~安全に~~安心して生きる~~、~~育つことができる場であることを認識し、地域社会全体でこどもを見守り、支援するよう努める。

○事業者(市民等のうち、市内で事業を営む個人、法人または団体のこと。)は、その従業員が、こどもの権利を保障することができる環境(仕事と子育てを両立できる環境)をつくるよう努める。

○育ち学ぶ活動を行う団体等(市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体のこと。)は、市、保護者、育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努める。

【解説】

市民は、~~こどもの権利について理解を深め、尊重し、こどもの権利を保障するよう努めなければなりません。~~

また、「地域」とは、~~町内会のエリアなど、~~こどもが生活する身近な範囲を想定しています。地域は、多様な体験機会を生み出すこどもの育ちの場であり、安心~~・安全にして~~過ごせる場でもあります。こども同士の交流や、地域の大人との多様な関わりを通して、こどもは成長していきます。

そこで、市民がこどもたちと積極的に関わり、こどもを見守り、支援する努めがあることを明記記載しています。

また、市民等のうちの事業者の役割として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、働く者がこどもとの関わりを深めることができる職場の環境づくりを推進することを記載しました。

さらに、市民等のうちの育ち学ぶ活動を行う団体等の役割として、市、保護者、育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努めることを役割として記載しました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- アンケートの結果によると、こどもの権利を守るための仕組みとして、「大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」と回答した市民は 73%、中高生は 41.9%、小学校高学年は 41%であった。【アンケート(市民・中高生・小学校高学年)】
- アンケート結果によると、居場所として「こども食堂や青年団など地域の居場所」と回答した市民は 12.1%、中高生は 2.1%、小学校高学年は 3.7%であった。【アンケート(市民・中高生・小学校高学年)】

育ち学ぶ施設の役割

○育ち学ぶ施設は、こどもの権利を理解・尊重し、こどもの権利を保障するよう努める。

○育ち学ぶ施設は、市、保護者及び、市民等と協力・連携し、こどもの権利を保障するための取組まちづくりを推進する。

○育ち学ぶ施設は、こどもの意見に耳を傾け、こどもの年齢・成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。

○育ち学ぶ施設は、関係機関と協力しながら、虐待や体罰、いじめ、差別等いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済するために関係機関等と連携に努める。

○育ち学ぶ施設は、虐待や体罰、いじめ、差別等こどもの権利侵害の防止・救済に関する研修に努める。

【解説】

育ち学ぶ施設は、こどもにとって、学びや交流の場であると同時に、多くの時間を過ごす生活の場となっており、こどもにおよぼす影響は極めて大きいものがあります。

そのため、育ち学ぶ施設の関係者の役割についてとして、こどもにもっとも身近な場であることを考慮し、こどもの権利を理解・尊重し、市、保護者、市民等と連携して、こどもの権利を保障するよう努めることを明記し、取組まちづくりを推進することを記載しています。

また、育ち学ぶ施設において、「こどもの意見」を聴くことがこどもたちから求められています。こどもの意見に耳を傾け、尊重することで、こどもたちの学校生活の満足度や幸福度の向上につながります。

そのほか、こどもの権利侵害を防止し、救済するためには、育ち学ぶ施設が解決の努力をするだけでなく、問題の内容に応じて、児童相談所や各種相談機関、第5章で明記記載している今後検討される救済機関こどもの権利擁護・救済委員(仮)のほか、弁護士、医師など、関係者との連携は不可欠となります。協力して、こどもの権利侵害からの適切な救済、回復に向けた対応が必要です。そのため、関係機関と協力しながら、こどもの権利侵害を防止・救済することについて記載しています。

そこで、こどもが権利侵害を受けた場合の適切な救済、回復に向けた対応のため必要とされる、関係機関や関係者との連携についての規定を明記しています。また、これらの問題に対して関係者が適切な対応を図るため、職員の研修実施についての規定を併せて明記しています。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- 「教員全員がこどもの権利を覚えてほしい」【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- アンケートの結果によると、学校に「とても満足している」中高生は、自分の意見を学校の先生が「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる＋大事にしてくれる)が94.2%と割合が最も高く、満足度の低下に伴い「大事にしてくれる」(とても大事にしてくれる＋大事にしてくれる)の割合が低くなっている。小学校高学年でも同じ傾向が見られた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- フリースクールでは「聞いてはくれるけど改善されるわけではない」という意見、特別支援学校では「大人がこどもの話を聞く」といった、大人の受け入れ態勢についての意見がありました。日本語教室では、安心して意見を言うためには「少人数」、「知っている人がそばにいる」環境が必要であるとの意見があり、児童養護施設では「えらぶ自由 子どもにだってある」、「ルールって みんなで決めるものだよな」という意見表明に関連するかるたに多く共感を示しました。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】

こどもに関係する団体の役割

- こどもに関係する団体は、こどもの権利を理解・尊重し、こどもの権利を保障するよう努める。
- こどもに関係する団体は、市が実施するこどもの権利を保障するための施策について協力するよう努める。
- こどもに関係する団体は、こどもへの多様な体験や交流の機会の提供に努める。

【解説】

こどもに関係する団体は、こどもの権利について理解を深め、尊重し、こどもの権利を保障するよう努めなければなりません。また市が実施するこどもの権利を保障する取組に協力するよう努めます。さらに、こどもに関係する団体の活動において、「こどもの意見」を聴くことが大切です。

【関連する意見】

(条例検討委員会での意見)

- ―第5回条例検討委員会で「地域でこどもが楽しめるイベントを」という意見があった。

事業者の役割

- 事業者は、その従業員が、こどもの権利を保障することができる環境(仕事と子育てを両立できる環境)をつくるよう努める。
- 自らの事業がこどもの権利の侵害につながらないよう適切な配慮を行うよう努める。

【解説】

事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、働く者がこどもとの関わりを深めることができる職場の環境づくりを推進する。

第4章 こどもの権利を保障するための施策まちづくりの推進

「第4章 こどもの権利を保障するための施策まちづくりの推進」では、「こどもの居場所」、「こどもの学び」、「こどもの意見表明及び参加」、「こどもからの相談」、「こどもの権利の普及啓発」、「虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止」、「貧困の解消と防止」、「こどもの権利の周知・啓発」、「こどもの権利侵害の防止・救済」、「こどもの意見表明および参加」、「こどもの権利を保障する施策の推進」について規定しています。

こどもの居場所

○市は、こどもが安心・安全に過ごせ、楽しく遊んだり、休んだりできる自分らしく居られる多様なこどもの居場所づくりを推進する。

○市は、こどもの居場所づくりを推進する取組において、こどもの意見を聴かなければならない。

○保護者、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様なこどもの居場所において、こどもの意見に耳を傾け、尊重するよう努める。

【解説】

こどもの居場所は、地域の中でこどもたちが安心・安全に過ごせ、自由に友達と遊んだり、ひとりでゆっくり休んだりでき、自分らしくいることができる場所として、とても重要です。アンケート結果から友達と遊ぶ・勉強する場所を増やすといった「遊び」の居場所を求める声が数多く挙がっています。

さらに、アンケートだけでなく、多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングでも、家や学校にいたくない時に過ごせる場所を増やすことが求められています。そのため、市はこどもが遊んだり、休んだりできる多様な居場所づくりを推進していくことを明記しました。

こどもの居場所において、こどもの意見を聴き、大切にすることは重要です。また、市がこどもの居場所を作ろうとするときにも、こどもの意見を聴く必要があります。保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者も同様です。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- アンケート結果によると、富田林市についてもっとこうなったらいいと思うことでは、「友達と遊ぶ・勉強する場所を増やす」が中高生 46.7%、小学校高学年 42.4%。「スポーツできるところを増やす」が中高生 39.4%、小学校高学年 37.7%。「公園や遊ぶ場所を増やす」が中高生 38%、小学校高学年 49%など、遊ぶ場所への要望がある。また、「家や学校にいたくない時に過ごせる場所を増やす」は中高生 29.6%、小学校高学年 28.4%であった。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- すべての施設・団体のこどもに共通して、「安心できる場所」を求める意見が多く見られた。フリースクールでは「家や学校にいたくない時に気軽に行ける場所」、特別支援学校では「友だちがいる」、「先生がいる」場所が安心できるという意見が多くあった。また、児童養護施設では「たすけてって誰でも言って いいんだよ」、「逃げたっていい 逃げることも大切」といったかたに共感したこと

からも、安心できる環境の重要性がうかがえる。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】

- こどもたちに嬉しい・幸せだと感じるときについて尋ねた結果、「遊び」に関する意見が最も多く挙げられた。たとえば、遊園地や旅行に行ったり、公園で遊んだり、家でおもちゃで遊んだりすることが、こどもたちにとって特に嬉しい瞬間であることが分かった。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】

(条例検討委員会での意見)

- 第5回条例検討委員会で、居場所ってどんなところ？という質問に対して、「安心・安全に過ごせる」(15件)、「遊べる場所」(6件)、「休んだり、自分らしくいれる場所」(8件)、「選択肢がある」という意見があった。
- 第5回条例検討委員会で、居場所ってどんなところ？という質問に対して、「意見をきいてもらえる」、「自分で決定できる」、「言いたいことが言える」、「こどもの意見が尊重される」などの意見があった。

こどもの学び

〇市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進する。

【解説】

こどもの学びは、こども一人ひとりの状況に適していることがとても重要です。多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングの結果から、言語や文化の違い、障がいの有無、家庭環境など、様々な状況にあるこどもたちが学ぶことができる多様な環境づくりがこどもたちから求められています。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- フリースクールでは「こどもが環境を選べる権利」、「自分のペースで学校生活ができれば」といった教育環境に関すること、特別支援学校では「広い公園を増やしてほしい」「開放感のある場所」といった自由な活動を望む意見、日本語教室では「先生を増やしてほしい」、「クラスの人数を2人や3人に減らしてほしい」といった学習に関する支援の充実を望む意見があった。これらからは、個々の状況や特性に応じた支援が必要であることが考えられる。言語や文化の違い、障がいの有無、家庭環境など、様々な状況にあるこどもたちの権利を保障するよう対応していくことが重要であると考えられる。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】

こどもの権利の普及周知・啓発

〇市は、子どもの権利条約の積極的な周知・啓発を行う。

〇市は、こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、こどもに関係する団体及び事業者に対して、こどもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行う。こどもがこどもの権利について学び、これに関する本市の制度等の情報提供を受ける多様な機会を提供する等の取組により、周知・啓発を行う。

○市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、市職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、周知・啓発を行う。

○市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、~~こどもに関係する団体及び事業者~~がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市こどもの権利の日を定める。

○富田林市こどもの権利の日は、11月20日とする。

【解説】

こどもの権利を保障していくためには、市、市民等、保護者、育ち学ぶ施設、~~こどもに関係する団体、事業者~~そしてこどもは、こどもの権利に関する認知度・理解度を向上する必要があります。そのため、~~効果的に普及啓発周知~~を行うことは重要です。

アンケート等の結果から、こどもの権利について学校で教えることや大人たちにもっとこどもの権利を伝えるといったことの重要性に関する意見が多くありました。

そのため、こどもにこどもの権利についての学習の機会を設ける、相談機関などの情報提供をするなどの取組を行い、周知・啓発することを規定しました。また、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、市職員に周知・啓発を行うことも規定しました。

~~それらのことから、こどもの権利についての学習の機会を設けること、重点的に周知啓発を行う日として「こどもの権利の日」を設けることを明記しました。~~

さらに、重点的に周知を行う日として「こどもの権利の日」を設けることを記載しました。11月20日は「世界子どもの日」で、子どもの権利条約が国連総会で採択された日です。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- こどもの権利を知っていると回答した中高生は30.2%。【アンケート(中高生)】
- 市民アンケートの調査結果により、大人のこどもの権利の認知度が高いほど、こどもの意見を大事に扱っている傾向が明らかであり、こどもだけではなく、大人に対しても広くこどもの権利を周知することが重要。【市民アンケート】

(条例検討委員会での意見)

- 周知啓発は特定のこどもだけでなく、幅広く行うべき。
- 大人や市民にもこどもの権利を学ぶ場、伝える場が必要。
- こどもたちが生活の大半を過ごす学校で学ぶことが大事。

~~虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止~~こどもの権利侵害の防止・救済

○だれであっても、こどもに虐待、体罰、いじめ、差別等の権利侵害を行ってはならない。

○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設~~及びこどもに関係する団体~~は、こどもへの~~虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害防止~~いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害の防止~~及び~~および早期発見に努める。

○市~~及び~~および育ち学ぶ施設は、~~虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利~~いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携

し、必要な支援を行う。

○市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害の防止・救済に関する研修を行うよう努める。

【解説】

~~虐待や体罰、いじめ、差別等~~はいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性加害、デートDV等のこどもの権利を侵害することは、こどもの自尊感情を傷つけ、こどもの成長に深刻な影響を与えます。だれであってもその行為を行うことは許されません。

~~そして、~~市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、日常的にこどもに関わり、こどもの権利を保障していく立場にあるため、未然防止と早期発見に努める必要があります。また、こどものセーフガーディング※の取組に努めることも必要です。

また、~~虐待や体罰、いじめ、差別等~~そして、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等を受けたこどもを発見した時は、~~適切かつ迅速に救済するため~~必要な支援を行うい、関係機関と連携して、適切かつ迅速に救済することについて明記記載しました。

※活動に携わるあらゆる人が、その活動を通して直接的、間接的にかかわるこどもたちに、いかなる形の不利益も生じることがないように、活動の企画や運営のなかで可能な限り必要な施策を事前に定め、予防のための行動をとることです。日本ユニセフ協会ウェブサイト(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_childsafeguarding.html)から引用。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- アンケート調査で、「守られていないこどもの権利がある」と回答した中高生は 63.8%、そのなかでも「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと(いじめをふくむ暴力や差別の禁止)」が42.5%と最も高くなっている。【アンケート(中高生)】
- 嫌なことを言ったり・したりすることは、権利の侵害であること、お互いのこどもの権利を大切にすることをこどもたちに伝えていく必要がある。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- 小学生サミット・生徒会サミット、小学校での体験学習授業において、子どもの権利条約のなかで大切にしたい権利について尋ねたところ、差別の禁止(2条)が最も多かった。「悪口や仲間はずれがなくなる」、「差別で嫌な思いをしたり何かを失ったりするのは違う」、「個性を否定してはいけない」などといった意見が挙げられた。【小学生・生徒会サミット】

こどもの意見表明及びおよび参加

○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが自分の意見を表明したり、社会に参加できるよう、こどもの年齢、発達及び状況に配慮したこどもが意見等を表明し、又は参加する機会を確保する。こどもに関することについて、こどもが意見を表明できる機会を設けるよう努める。

○市は、こどもが主体的に安心・安全に活動できるよう支援しなければならない。

○育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、こどもが主体的に活動できるよう支援に努める。

○市は、こどもに関する施策および計画、これらの実施結果の評価などを行うときは、こどもが意見等を表明できる、または参加できる機会を設ける。

○市は、上記の機会を設けるとときには、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いる。

○市は、こどもの意見を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努める。

【解説】

本委員会では、こどもの主体的な参加、意見表明について議論を重ねてきました。ワークショップやヒアリングのこどもの意見でも、「意見はこどもにもたくさんあるから言わせてよ」、「こどもの意見を聞いたうえで「反映」させてほしい」といった意見表明に関する意見が数多く寄せられました。そこで、こどもに関する様々な場面で、こどもが主体的に参加し、意見を表明する機会を保障するため、こどもの意見表明及び参加について明記しました。

富田林市では、若者が富田林に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議・提案する場として「若者会議」を開催しており、や小中学校では「小学生・生徒会サミット」を開催しています。今後こうした活動等を通じて、市の施策にこどもの意見が反映される取組を推進していくこととし、時代背景に合った多様な参加の手法が行われるよう考慮し、「機会」と表記しています。の継続に加え、こども会議やこどもの意見箱など市の施策にこどもの意見が反映される多様な参加の手法を検討します。

また、こどもが主体的に活動するためには近くいる大人の支援が欠かせません。市民や育ち学ぶ施設がそれを支えることに努めることを明記しました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- こどもが幸せだと感じるためには、自己肯定感や家庭・学校生活、地域への満足度を高めることが重要であり、それらを高めるためには、大人がこどもの意見を聞き、そして受け止めることが重要であると示されている。【アンケート(中高生)】
- こどもの意見を聞いたうえで「反映」させてほしい。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- 意見は子どもにもたくさんあるから言わせてよ【こどもワークショップ】
- 一番気になるかるた、友だちに伝えたいかるたとして、「問題は 子どもと一緒に 解決しよう」「えらぶ自由子どもにだってある」など「第 12 条意見を表明する権利」に関連するかるたが多く選ばれた。【こどもワークショップ】

(条例検討委員会での意見)

- こどもは知っている大人や場所だからこそ、参加して意見を言ってくれる。
- 目的を整理せず、先にこども会議を作ることを条例に規定しても、意見表明の場としてハードルが高い。
- 「参加する機会」という表記では、こども会議のような機会を市がきっちり設けるのか疑問。こども施策の検証、評価のプロセスにこどもが当事者として参加するということが重要。

こどもの権利を保障する施策の推進

(貧困の防止と解消)

〇市は、全てのこどもがだれ一人取り残されることなく、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、~~すこやかに育ち、学ぶことができるよう、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体と協力して、~~こどもの貧困の防止と解消に向けて総合的に取り組むた取組を推進する。

(居場所)

〇市は、こどもが~~安心・安全に過ごせ、楽しく遊んだり、休んだりできる自分らしく居られる~~楽しく遊んだり、休んだりし、安心して自分らしくいられる、多様なこどもの居場所づくりを推進する。

(相談)

〇市は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、~~気軽に~~安心して相談できる多様な環境を確保するを推進する。

〇市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、こどもから受けた相談の内容について、こどもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱わなければならない。こどもからの相談を受けた者は、こどもの権利の救済または擁護に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければならない。

(学び)

〇市及び育ち学ぶ施設は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進する。

(支援)

〇市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行う。

〇市は、保護者がこどもの権利を保障する~~ために、~~ことができるように、それぞれの家庭の状況に応じた必要な支援を行う。

〇市は、こどもの権利の保障について、市民等、育ち学ぶ施設、~~こどもに関係する団体~~と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援するよう努める。

【解説】

(貧困の防止と解消)

全てのこどもが、だれ一人取り残されることなく、生まれ育った環境によって左右されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるようにならなければなりません。平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年の改正で、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されました。

これらのことから、市はこどもの貧困の防止と解消に向けて、~~市民、育ち学ぶ施設、こどもに関係する団体と協力して取り組むこと~~取組を推進することを明記しました。

(居場所)

こどもの居場所は、地域の中でこどもたちが安心・安全に過ごせ、自由に友達と遊んだり、ひとりでゆっくり休んだりでき、自分らしくいることができる場所として、とても重要です。アンケート結果から友達

と遊ぶ・勉強する場所を増やすといった「遊び」の居場所を求める声が数多く挙がっています。

さらに、アンケートだけでなく、多様な学び・生活環境にある子どもへのヒアリングでも、家や学校にいたくない時に過ごせる場所を増やすことが求められています。そのため、市は子どもが遊んだり、休んだりできる多様な居場所づくりを推進していくことを明記記載しました。

子どもの居場所において、子どもの意見を聴き、大切にすることは重要です。また、市が子どもの居場所を作ろうとするときにも、子どもの意見を聴く必要があります。保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者も同様です。

（相談）

子どもは悩みや困りごとを抱えることもあります。その時に相談できる人がいることは、安心して過ごすことができる一つの要因です。アンケートの結果、「相談できる人がいない」と回答した子どもが一定数いることが分かりました。ただし、さらに、その相談をする人に関しては信頼関係の構築が重要であることが子どもたちの意見から多く寄せられています。

これらのことから、安心して相談できる環境の整備など多様な環境づくり推進すること、子どもから受けた相談内容について慎重に取り扱うことをの守秘義務について明記記載しました。

（学び）

子どもの学びは、子ども一人ひとりの状況に適していることがとても重要です。多様な学び・生活環境にある子どもへのヒアリングの結果から、言語や文化の違い、障がいの有無、家庭環境、不登校など、様々な状況にある子どもたちが学ぶことができる多様な環境づくりが子どもたちから求められています。

（支援）

子どもの権利を保障するためには、子どもへの支援だけでなく、子どもの権利を保障する人や団体への支援が求められていることから、「保護者」、「市民」、「育ち学ぶ施設」、「子どもに関係する団体」への支援を記載しました。また、そのため、子どもへの支援に加え、保護者、市民等、育ち学ぶ施設への支援を記載しました。

子どもからの相談

○市は、子どもが悩んでいることや困っていること等について、安心して相談できる多様な環境を確保する。

○保護者、市民、育ち学ぶ施設及び子どもに関係する団体は、子どもが悩んでいることや困っていること等について、安心して相談できる環境づくりに努める。

○市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び子どもに関係する団体は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱わなければならない。

【解説】

子どもは悩みや困りごとを抱えることもあります。その時に相談できる人がいることは、安心して過ごすことができる一つの要因です。ただし、その相談をする人に関しては信頼関係の構築が重要であるこ

とが子どもたちの意見から多く寄せられています。

これらのことから、安心して相談できる環境の整備、子どもから受けた相談の内容について慎重に取り扱うことを明記しました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- アンケート調査で「困っていること、つらいと感じていることがある」と回答した中高生は 51.5%。
【アンケート(中高生)】
- 調査結果から困っていることを相談できる相手が不足していることも明らかになっており、中高生の 9.5%は「相談できる人はいない」と答えている。【アンケート(中高生)】
- こどもワークショップで活用した「世界の子ども権利かるた」では、「第 24 条 健康に生きる権利」は、関連するかるたとして「無視しないで それが一番 傷つくよ」を多くの子どもたちが選んだことから、身体的な健康に関することにとどまらず、心理的な部分に着目していく必要があることがうかがえる。また、「第 39 条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利」が友だちに伝えたいかるたとして多くあげられていることから、相談・救済等の心のケアを十分に行っていく必要があることがうかがえた。【こどもワークショップ】

貧困の解消と防止

〇市は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、市民、育ち学ぶ施設及び子どもに関係する団体と協力して、こどもの貧困の防止と解消に向けて総合的に取り組む。

【解説】

全ての子どもが、だれ一人取り残されることなく、生まれ育った環境によって左右されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるようにならなければなりません。平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年の改正で、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されました。

これらのことから、市はこどもの貧困の防止と解消に向けて、市民、育ち学ぶ施設、子どもに関係する団体と協力して取り組むことを明記しました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- こどもワークショップ内で「理想の富田林」について聞いたところ、「一人も悲しい思いをしている人がいない笑顔のまち」、「全ての人を取りこぼさないまちにしよう」などの意見が挙げられた。
【こどもワークショップ】
- 家庭へのサポートとして望むことは、「お金の心配をせずに暮らすための経済的なサポート」が 61.0%と最も高かった。【アンケート(市民)】

こどもの権利を保障する人や団体への支援

○市は、保護者がこどもの権利を保障するために、必要な支援を行う。

○市は、こどもの権利の保障について、市民、育ち学ぶ施設、こどもに関係する団体と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援するよう努める。

【解説】

こどもの権利を保障するためには、こどもへの支援だけでなく、こどもの権利を保障する人や団体への支援が求められていることから、「保護者」、「市民」、「育ち学ぶ施設」、「こどもに関係する団体」への支援を記載しました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- こどもの権利を保障するためには、こどもを直接支援するだけでなく、こどもを支える大人や団体へのサポートも欠かせない。ヒアリングでは、こどもを支援する大人のマンパワー不足や担い手育成の必要性が指摘された。また、ボランティアベースでは活動の継続性が担保できないという課題、費用面での支援の必要性に関する意見も挙げられた。【関係団体ヒアリング】
- こどもの意見を受け入れる大人側の理解も必要と言える。大人へのこどもの権利条例の周知、大人がこどもの意見を受け入れる余裕を作るための支援が重要といった意見もあった。【関係団体ヒアリング】

(条例検討委員会での意見)

- 大人もハッピーでないと、こどももハッピーにはならない。

第5章 こどもの権利の擁護・(侵害からの)救済

「第5章 こどもの権利の擁護・(侵害からの)救済」では、いじめや体罰、虐待、差別等の権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための制度として、「こどもの権利擁護・救済委員(仮)」の設置を規定しています。

「こどもの権利擁護・救済委員(仮)」には、「救済」、「調査・調整」、「制度改善」、「周知・啓発」という4つの機能を踏まえ、「委員の仕事」を定義しています。

富田林市こどもの権利擁護・救済委員(仮)の設置

○権利擁護・救済委員(仮)(以下、「委員」という)の設置

→こどもの権利を守るとともに、こどもの権利の侵害に対する擁護・救済を目的

- ・こどもの権利の擁護およびこどもの権利の侵害の防止、こどもの権利の侵害に対する救済を目的
- ・市長の附属機関として設置

○委員の仕事

委員は、こどもの権利の擁護およびこどもの権利の侵害の防止、こどもの権利の侵害に対する救済について、以下の仕事を行う。

- ・~~こどもの権利の侵害について~~、相談に応じ、必要な支援をすること。
- ・~~こどもの権利の侵害について~~、申立てまたは自己発意により、調査または調整を行うこと。
- ・~~こどもの権利を侵害した者に、是正措置を講ずるよう~~に勧告・~~制度などの改善の~~または要請を行うこと。
- ・~~こどもの権利の保障または侵害の防止について~~、~~制度の改善など~~市に意見を述べること。
- ・こどもの権利・~~および~~こどもの権利擁護・救済委員(仮)について普及周知・啓発を行うこと。

○委員の定数

- ・委員の定数は、3 人以内とする。

○委員の委嘱

委員は、以下の者のうちから市長が委嘱する。

- ・こどもの権利について見識を有する。
- ・第三者として独立性を保持している。

○委員の任期

委員の任期は 3 年とし、再任することができる。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○委員の責務

委員は、職務の遂行にあたり、次のことを守らなければならない。

- (1)こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努める。
- (2)関係機関・関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努める。
- (3)仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とする。

○委員への協力

- ・市は、委員の職務の遂行について、独立性を尊重するとともに、積極的に協力する。
- ・保護者、市民等、育ち学ぶ施設、~~こどもに関係する団体、事業者~~は、委員の職務の遂行について、積極的に協力するよう努める。
- ・市は、委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとる。

○活動状況の報告

委員は、~~毎年~~、~~の~~活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表する。

○相談・調査専門員の設置

・委員を補佐するため、こどもの権利に係る相談・調査専門員を置く。

【解説】

アンケート結果をみると、本市において、いじめや差別等、「守られていないこどもの権利がある」と回答したこどもが一定割合いることが分かりました。

~~本市にも教育相談窓口やこどものための電話相談の制度などがあり、それぞれ大切な役割を担っています。~~

現在、本市には教育相談窓口や電話相談といった既存の制度がありますが、これらの学校以外の窓口ではこどもからの相談が非常に少ないのが現状です。

さらに、アンケートの結果では「相談できる人」がいないと回答したこどもが一定数存在していることが分かりました。また、こどもの権利を守るためには、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所」や「誰にも知られずに相談できる場所」を求める声が多く寄せられています。これは、既存の窓口だけではこどもたちが利用しづらい、十分ではないことを示しています。

また、こどもの権利侵害問題は複雑に絡み合うことが多く、一つの部署だけで対応するのは困難です。そのため、部署を越えた独立性と連携性、そしてそれらを支える高い専門性を備えた機関が必要です。

そして重要なのは、こどもの「相談する権利」を保障することです。これまでの経緯を踏まえ、こどもたちが主体的に相談につながり、自らの力で問題を解決していくことを支援する機関が求められています。

~~しかし、権利侵害にあっているこどもを救済するためにはそのため、こどもが困ったときや悩みを抱えたときに、気軽に相談でき、さらに権利侵害などの深刻な問題に直面した場合には、適切な救済ができるように、こどもの話を聞き、こどもに寄り添い、こどもにとって最も良いことは何かを考え、こどもと一緒に解決策を考え、ていくことが重要です。そして、必要があれば周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら具体的な問題を改善していく仕組みが必要です。~~

~~そこで本委員会では、こどもの権利に特化した「擁護・救済制度」として、「こどもの権利擁護・救済委員」を本市に導入すべきと考えました。~~

こうした背景から、本委員会では、権利侵害にあっているこどもに寄り添い、ともに解決策を考えるための専門的な「擁護・救済を図る制度」として、「こどもの権利擁護・救済委員(仮)」を本市に導入すべきだと考えました。

~~なお、この制度は、市民はもちろん、育ち学ぶ施設やこどもに関係する団体、事業者等の理解、協力が不可欠となります。~~

~~さらに、本市の実情に合った効果的な制度にするためには、現在の本市のこどもたちの権利侵害の実態や相談状況などを分析することも重要です。また、市役所内における、予算や組織体制、人員配置等の調整や検討も必要です。~~

~~これらのことから、当該制度について条例に必要事項を定めることにしました。~~

この制度が活用されるためには、市はもちろん、保護者や市民等、育ち学ぶ施設の理解と協力が不可欠です。今後、本市のこどもたちの権利侵害の実態や相談状況を分析し、予算や組織体制、人員配置なども検討した上で、必要な事項を条例に決めました。

【関連する意見】

(アンケート・ヒアリング等の意見・調査結果)

- アンケート調査結果で、こどもの権利を守るための仕組みとして、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所が近くにある」と回答した中高生は28.2%、小学校高学年27.8%。【こどもアンケート(中高生・小学校高学年)】
- 学年が上がるにつれて、「相談できる人はいない」の割合がおおむね高くなっている。高校生では約10%のこどもが「相談できる人はいない」と回答。【こどもアンケート(中高生・小学校高学年)】
- 支援の「はざま」にある課題として、高校生への支援の少なさや、深刻な問題に至る前の段階での相談先の不明確さなどが指摘された。【関係団体ヒアリング】
- 解決までしてくれるところ(相談の原因になっているものを解決してほしい)【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- 人がいないところ(内緒にしてほしいことがあるから)【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- いじめだと感じたらすぐ相談を【こどもワークショップ】

(条例検討委員会での意見)

- こどもの気持ちを聞き一緒に考えて、こどもが望む方向にするためには、独立性がとても大切。
- 救済機関が作られたときには、こどもたちが利用できるように、広報をしっかりと行っていく必要がある。
- 学校、市民、こどもに関係する団体、民生委員など、関係機関・関係者との連携が必要である。

第6章 条例の推進

第6章「条例の推進」ではこどもの権利を保障するまちづくりを実現するため、市の施策を計画的に推進するとともに、評価・検証の仕組みなどについて規定しています。

こどもの権利を保障する施策の推進計画

○市は、この条例に基づき、こどもの権利を保障する施策を推進する。

○こどもの権利を保障する施策が推進されるよう、必要な措置を講じるものとする。

○市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下、「こども計画」という)を定める。

○こども計画には、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画を位置づける。

○こども計画の策定にあたっては、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。

○市は、こども計画にこの条例の推進を図るために、必要な事項を定める。

○こどもの権利を保障する施策この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表する

こどもの権利を保障する施策の評価 および検証方法

○市は、この条例に基づく、こどもの権利を保障する施策、こども計画の実施の状況を評価・検証しなければならない。

○市は、評価・検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例(平成25年7月1日条例第29号)に規定する富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴くものとする。

○市は、評価・検証にあたっては、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。

○市は、評価・検証結果や前項の意見について、公表するとともに、必要に応じて改善を行う。

関係機関との連携および施策、計画との整合

○市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるように、関係機関と連携する。

○市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたっては、こどもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、本条例との整合を図る。

【解説】

こどもの権利を保障するための施策本条例の推進について定めました。第4章こどもの権利を保障するための施策まちづくりを推進し、条例の実現を図るために必要な事項を定めることで、財政上の取組など必要な措置を講ずるよう努めることで、こどもの権利の保障を計画的に行っていきます。また、こどもの権利を保障するための施策の推進だけでなく、評価や検証方法を規定することで、実効性を担保しています。

計画の策定、評価および検証において、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くことを記載しました。その際、第4章こどもの権利を保障するまちづくりの推進 こどもの意見表明および参加の第〇条で記載しているこどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施します。